

火災に遭われた方へ

このリーフレットは、火災に遭われた方が、一日も早く通常の生活に戻れるよう、火災の後に必要となる手続きや相談の多い事項をまとめたものです。

	制度の名称	制度の概要	必要な添付書類等	問合せ先
経済的支援	り災証明書	火災に遭われた方が各種届出をする際に必要となる証明書で、消防署が発行するものです。	管轄の消防署までお問合せください。	京橋消防署 03-3564-0119 日本橋消防署 03-3666-0119 臨港消防署 03-3534-0119
	災害ゴミの処理手数料の減免	災害等により被災された場合など特別な理由があると認めるときは、廃棄物処理手数料の減額・免除を行います。	り災証明書	中央清掃事務所作業係 03-3562-1521
	中央区小災害り災者見舞金	災害救助法の適用を受けるに至らない火災・風水害等の小災害を受けた区民に対し見舞金又は弔慰金を支給します。	なし	防災課防災調整担当 03-3546-5288
税の支援	特別区民税の納税緩和措置	り災した納税義務者等の状況に応じ、特別区民税の納付期限の延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置を講じます。	各緩和措置に係る申請書、事由を証明する書類等	税務課課税係 03-3546-5270 税務課整理係 03-3546-5279
	軽自動車税の減免	り災した納税義務者等の状況に応じて減免を行います。	り災証明書	税務課管理係 03-3546-5266
医療・福祉面の支援	介護保険料の減免等	災害その他特別の事情により生活が著しく困難になった世帯の被保険者に対し、猶予又は減免を行います。	猶予又は減免に係る申請書	介護保険課介護認定係 03-3546-5385
	国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免	災害により生活が著しく困難となった者に対し、り災の状況に応じて猶予又は減免を行います。	り災証明書	保険年金課資格係 03-3546-5364
	国民年金保険料の免除	被保険者（強制加入）又はその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが著しく困難な事情にあるときは、免除申請を受け付け日本年金機構宛て送付します。	り災証明書	保険年金課年金係 03-3546-5371
保育面の支援	保育園徴収金等の減免	災害等により著しい損害を受けた場合は、その損害に応じて減免します。	り災証明書等	保育課保育入園係 03-3546-5387
その他	火災保険金	被害程度に応じ、保険金等が支払われる場合があります。	り災証明書等 ※詳しくはご加入の保険会社にお問合せください。	ご加入の保険会社

電気・ガス・水道・電話等については、契約している各機関にお問合せください。